

入札説明書

令和8年4月8日付け公告の愛知県総務局財務部財産管理課に係る競争入札については、下記のとおり実施します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

記

1 入札物件

(1) 件名

自動販売機（飲料）の設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付物件

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数
愛知県庁 本庁舎	名古屋市中区三の丸 三丁目1番2号	1階 休憩コーナー	2.00㎡ (幅2.00m×奥行1.00m)	1台
愛知県庁 西庁舎	名古屋市中区三の丸 二丁目4番1号	1階 ロビー	2.00㎡ (幅2.00m×奥行1.00m)	1台
合計			4.00㎡	2台

※1 貸付面積には、回収ボックス分を含む。

※2 自動販売機の搬入・設置、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がないか、申込前に設置場所の確認をすること。

(3) 貸付期間

令和8年6月1日から令和12年2月28日まで（3年9か月）

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 「県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格」の告示（平成21年3月6日付け愛知県告示第149号）に定める資格を全て満たすこと。
- (4) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）2の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札公告の日から入札の日までの期間において、愛知県（以下「県」という。）から合意書1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (6) 法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること、個人にあっては愛知県内に住所（住民票）を有すること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、県が設置事業者に対して行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行い

ます。

(2) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事、移転等の費用並びに自動販売機の稼動に係る光熱水費は全て設置事業者の負担とします。なお、光熱水費については、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を県が発行する納入通知書により、期限までに納入してください。

(4) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとし、10～12アンペア程度のものとする。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

ウ 電子マネーに対応した機種とすること。

エ 災害対応型自動販売機とすること。なお、商品の取出し方法は遠隔操作できる機種でなくてもよいとする。（災害対応型自動販売機とは、災害の発生時に、自動販売機内の商品が無料で取り出せるよう措置されたものをいう。）

オ 高齢者や児童、身体障害者などにも対応した機種とすること。

(5) 販売品目・価格等

設置した自動販売機での販売品目等については、次のとおりとします。

ア 設置した自動販売機の販売品目は、清涼飲料水、乳飲料等の飲料水とし、必ず缶、ペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、必ず事前に県と協議すること。

イ 商品の売上状況や季節などによって、販売品目を入れ替えたり、「温かいもの」と「冷たいもの」のバランスを調整するなど、購入者の需要に合うように適宜対応すること。

ウ 庁舎（本庁舎、西庁舎、議会議事堂及び自治センター。以下同じ。）内には、他の事業者の自動販売機も数台設置されていることから、販売する商品が偏らないよう配慮すること。

エ 販売価格は、庁舎内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。なお、価格の設定に当たっては、必ず事前に県と協議すること。

(6) 維持管理等

設置した自動販売機の維持管理等については、次のとおり行うものとします。

ア 商品補充、金銭管理、機器メンテナンス等は、全て設置事業者が行うこと。また、商品の消費期限には十分に注意し、品質保持を厳重に行うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機には、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルを行うこと。

ウ 庁舎内のペットボトル専用ゴミ箱に廃棄された空ペットボトルについては、自動販売機及び売店の設置事業者において分担して回収することとしているため、この入札によって自動販売機を設置することとなった事業者は、イの回収ボックスの回収のほか、毎週金曜日（7・8月を除く。）に、県が庁舎内で収集したペットボトルを併せて回収すること。

エ 販売品及び使用済み容器の搬入出の時間や経路等については、県の指示に従うこと。

オ 自動販売機の設置・維持管理等に当たっては、法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

カ 自動販売機の設置に当たっては、設置場所（据付面等）を十分に確認し、転倒や配線に

よる事故等が起きないように安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全性の確認を行うこと。また、設置した自動販売機に起因する事故等については、設置事業者の責任において対応すること。

キ 自動販売機には、本体の見やすい場所に連絡先を明記し、自動販売機の故障や問い合わせについては、全て設置事業者の責任において対応すること。

(7) 遵守事項

契約の履行に当たっては、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件及び契約条項を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

ウ 設置した自動販売機では、酒類及びたばこの販売を行わないこと。

エ 契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を県に請求することはできない。

4 入札参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次により入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1） ※ 法人にあつては「様式第1（その2）」を添付すること。

イ 委任状（様式第2）…〔代理人により入札する場合〕

ウ 誓約書（様式第3）…〔代理人により入札する場合は本人の誓約書〕

エ 入札公告の日から過去3か年以内に、国又は地方公共団体に自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

オ 入札参加者を証明する書類（発行日から3か月以内のもの）

a 法人の場合…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※ 履歴事項全部証明書で愛知県内に営業所等を置いていることが確認できない場合は、別に組織図などを添付すること。

b 個人の場合…住民票

カ 国税及び県税の未納がないことの証明書

(ア) 国税について

a 法人…「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人…「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

(イ) 県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

a 法人…「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

b 個人…「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

※ オ及びカの証明書類は、原本を確認できれば写しの提出で可

(2) 提出期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

愛知県総務局財務部財産管理課庁舎管理グループ（愛知県庁本庁舎地下1階）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6055（ダイヤルイン）

5 入札の方法等

- (1) 入札書受付期間
令和8年4月27日(月)から令和8年4月28日(火)までの午前9時から午後5時まで(必着)
- (2) 場所
愛知県総務局財務部財産管理課(愛知県庁本庁舎 地下1階)
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
- (3) 入札の方法
持参又は郵送

6 入札書の記載方法

- (1) 入札書(様式第4)を封筒に入れ封印し、表面に「愛知県知事殿」、「令和8年4月30日開札」、「愛知県庁本庁舎及び西庁舎への自動販売機の設置(自動販売機(飲料)の設置に係る県有財産の貸付け)に係る入札書在中」と記載し、裏面に入札者の住所及び氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者名)を記載してください(別添の「封筒記載方法」のとおり。)
- (2) 入札金額は、1(3)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札に当たっての留意事項

- (1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条第1号から第7号に該当する入札
- (2) 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
- (3) 入札書の金額を訂正したもの
- (4) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (5) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

9 入札保証金

入札保証金は、全額を免除します。

10 入札の辞退

入札参加の申込みをしたが、入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式第5)を持参又は郵送により令和8年4月28日(火)の午後5時まで(持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。)に4(3)の場所に提出してください。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

12 開札

- (1) 開札の場所
愛知県庁本庁舎地下1階 財産管理課打合せ室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
- (2) 開札の日時
令和8年4月30日(木) 午後2時

13 開札にあたっての留意事項

- (1) 入札者又はその代理人の立会は任意です。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場

合においては、入札事務に関係のない県の職員を立ち合わせて開札を行います。

- (2) 県の予定価格以上の最高の価格をもって入札をした者を落札者と決定します。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない県の職員が代わってくじを引くものとします。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、再度入札は2回を限度とします。

14 契約書の作成

落札者とは、別添の「県有財産有償貸付契約書（案）」により契約を締結します。なお、貸付契約の締結は、入札参加申込者名義で行います。

15 貸付料の納付

貸付料は、年度ごとに、県が発行する納入通知書により、期限までに一括納付してください。

16 契約保証金

契約保証金は、全額を免除します。

17 その他

- (1) 貸付けの詳細については、県有財産有償貸付契約書（案）を確認してください。
- (2) 入札説明会、現地説明会等はありません。質問等は、随時、4(3)の場所へ問い合わせてください。
- (3) 自動販売機の設置場所等の詳細については、別添の「自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所」その他添付資料を参照してください。
- (4) 自動販売機の設置に係る光熱水費は、県が発行する納入通知書により、期限までに納入してください。
- (5) この入札に係る提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とします。
- (6) 本件契約の締結及び履行に要する費用は、全て落札者の負担とします。

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

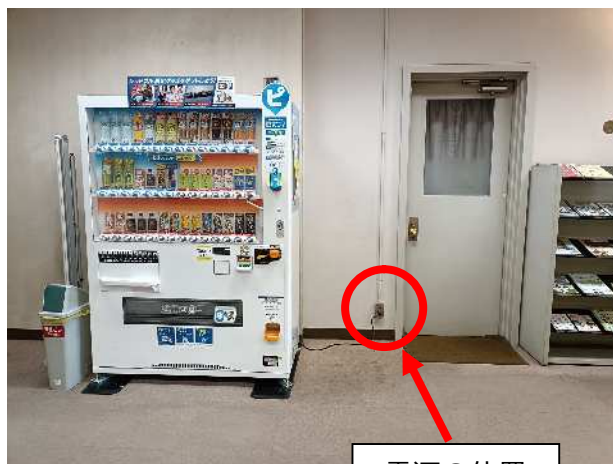
区 分	内 容	
1 名称	愛知県庁本庁舎	愛知県庁西庁舎（※）
2 所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	名古屋市中区三の丸二丁目4番1号
3 設置場所	別添の図面のとおり。	同 左
4 開庁日及び時間	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の午前8時45分から午後5時30分まで	同 左
5 職員数	約1,900人	約1,900人
6 施設内にある飲料水の他の自動販売機の状況	1階（南玄関内側）……1台 5階……2台 （5階の2台中1台は紙パック形式） ※他に売店1店舗あり	地下2階……1台 10階……3台 （10階の3台中1台は紙パック形式） ※他に売店1店舗あり
7 施設内にある他の自動販売機の販売価格	例 ペットボトル……110～190円 缶………130～210円	例 ペットボトル……120～200円 缶………120～210円
8 現在設置の自動販売機の販売実績	〔令和3年4月～令和7年12月累計〕 約216,000本	〔令和3年4月～令和7年12月累計〕 約284,000本

※西庁舎は、令和9年度から令和13年度まで長寿命化改修工事の実施を予定しており、令和10年度から職員の約半数が仮移転先の庁舎へ移転する予定です。

【自動販売機設置場所の状況】

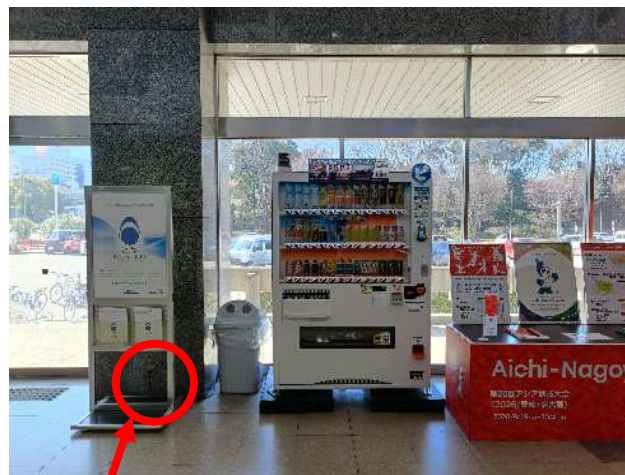
現在、以下の自動販売機が設置されている場所と同じ場所への設置となります。

本庁舎 1階 休憩コーナー



電源の位置

西庁舎 1階 ロビー



電源の位置